

6月議会に係る記者会見録概要

2021（令和3）年5月31日（月）午前11時～
市役所本庁舎4階 庁議室

1. 市長からの発表

おはようございます。

明日から、6月ということでおおよそ半年が過ぎようとしています。依然コロナ、変異株の出現など予断を許さない状況である中、今年は梅雨入りが随分早く、出水期を迎えているわけであります。今、そうした中での出水期における対応をしっかりと課題としていかななくてはならないと思います。

さて、65歳以上の高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種が、5月25日から市内の医療機関で始まりました。2週間に1度のペースで、ワクチンが伊賀市へ順調に入荷しています。6月以降も医療機関などの施設へ週2回出荷していく予定です。接種を希望される全ての方が接種できますので、安心してお待ちいただきたいと思います。

さて今日、6月議会定例会の招集告示をしました。朝から、議会運営委員会が開かれ、6月7日に開会し、6月28日までの22日間の会期で開催されることになりました。この6月議会定例会には、一般会計補正予算をはじめ条例制定など12議案を提出することとしています。今回の補正では、一般会計および病院事業会計を合わせまして、3億5千1百16万8千円の増額を行い、補正後の全会計の予算総額を7百91億8千6百95万8千円の予算案を提出します。

まず、一般会計補正予算では、既定の予算額から歳入歳出それぞれ3億3千6百16万8千円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4百33億4百43万5千円とするものです。

今回の補正は、主なものとして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親以外の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として、7千6百55万円を計上するほか、故岸宏子氏から遺贈のあった旧宅について、ご遺志を尊重し伊賀市の文学振興の拠点として岸宏子文学記念館として整備するにあたり、来館者の駐車場などを確保するため旧宅北側の用地を購入するとともに、整備のための耐震診断業務を行うため、岸宏子文学記念館整備事業に、2千2百23万4千円を計上しています。このほか、各公共施設における新型コロナウイルス対策のための改修費などに1億6千2百87万5千円、新斎苑建設に伴う埋蔵文化財調査経費に1千9百82万1千円、いがまちスポーツセンターテニスコートを改修する体育施設整備事業として、1千万円を計上しています。

なお、この体育施設整備事業については、昨年11月に内閣府から認定を受けました「地方創生応援税制」、いわゆる、「企業版ふるさと納税」による市外企業からの寄附を見込んでいます。

病院事業会計補正予算では、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1千5百万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ53億5千8百28万1千円とするものです。これについては、関西医科大学が総合診療医の育成を強化するため設置した「総合診療医学講座（地域医療学）」への寄附金について所要額の補正を行うものです。

2. 6月議会提出議案について

令和3年第3回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

議案番号	件名	理由及び内容等	担当部署
52	史跡芭蕉翁生家の設置及び管理に関する条例の制定について	<p>【制定理由】文化振興を図るとともに、地域振興に資することを目的に、史跡芭蕉翁生家を公の施設として設置し、一般の観覧に供するため。</p> <p>【制定内容】史跡芭蕉翁生家の設置、位置、開館時間、休館日、観覧料及び施設の使用に関する事項並びに指定管理者による管理に関する事項などについて規定する。</p> <p>【施行期日】令和4年4月1日</p>	文化交流課
53	伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について	<p>【改正理由及び改正内容】デジタル社会の構築に向けた各種行政手続のオンライン化の取組の一環として、内閣府の「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき策定した「行政手続にかかる押印等見直し方針」による検証の結果から、条例で定めている手続のうち、押印の省略が可能であると判断したもののについて、押印を不要とするよう改める。</p> <p>【改正する条例】</p> <p>①伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p>②伊賀市固定資産評価審査委員会条例</p> <p>③伊賀市火入れに関する条例</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	デジタル自治推進局 議事課 固定資産評価審査委員会 農林振興課
54	伊賀市手数料条例等の一部改正について	<p>【改正理由】「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正されたことによる。</p> <p>【改正する条例及び改正内容】</p> <p>①伊賀市手数料条例 「個人番号カードの再交付手数料」が市の徴収する手数料ではなくなるため削除する。</p>	戸籍住民課 広聴広報課 デジタル自治推進局

		<p>②伊賀市個人情報保護条例 情報提供等記録を訂正した場合の通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めるほか、引用している法律の条名を改める。</p> <p>③伊賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 引用している法律の条名を改める。</p> <p>【施行期日】令和3年9月1日</p>	
55	伊賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	<p>【改正理由及び改正内容】令和2年11月の道路構造令の一部改正に伴い、引用している条名を改めるほか、所要の改正を行う。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	道路河川課
56	伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	<p>【改正理由及び改正内容】令和3年3月に告示された三重県告示「建築基準法第7条の3第1項及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程」の一部改正に伴い、一戸建て住宅等の中間検査の申請手数料及び中間検査を受けた建築物の完了検査の申請手数料を徴収することになるため、これらの手数料について新たに規定する。</p> <p>【施行期日】令和3年7月1日</p>	建築課
57	訴え提起前の和解の申立てについて	<p>【提案理由】未払の宅地取得資金貸付金及び住宅新築資金貸付金の請求について、民事訴訟法第275条に定める和解をすることにより債務名義を得て、支払に不履行が生じたときは直ちに強制執行ができるものとするため、裁判書の和解勧告を求めて訴え提起前の和解を申立てるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるため。</p>	債権管理課
58	第2次伊賀市総合計画第3次基本計画の策定	<p>【提案理由】第2次伊賀市総合計画第3次基本計画の策定について、伊賀</p>	総合政策課

	について	市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるため。	
59	第4次伊賀市地域福祉計画の策定について	【提案理由】第4次伊賀市地域福祉計画の策定について、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるため。	医療福祉政策課
60	専決処分の承認について	【提案理由】 令和3年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるため。 【専決処分の内容】 令和2年度の国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定診療所費の決算において歳入が不足したことから、地方自治法施行令の規定に基づき、令和3年度の同会計予算について、前年度繰上充用金133,422千円を追加するなどの補正を行った。	保険年金課
61	専決処分の承認について	【提案理由】 令和3年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるため。 【専決処分の内容】 令和2年度の住宅新築資金等貸付特別会計の決算において歳入が不足したことから、地方自治法施行令の規定に基づき、令和3年度の同会計予算について、前年度繰上充用金49,225千円を追加するなどの補正を行った。	同和課

主な質疑応答の概要

【議案第 50 号令和 3 年度伊賀市一般会計補正予算（岸宏子文学記念館）について】

記 者：岸宏子さんは 2014 年に死去されて、遺族が翌年に旧宅等を市に寄贈されましたが、それから 6 年ぐらい過ぎています。ワークショップ等で活用を検討された時期もあったようですが、活用方針が決まらないまま長い時間が経過している印象を持ちます。今のタイミングでようやく動き出したのはどういう意味がありますか。

市 長：岸宏子先生と私も懇意にして頂いていて、生前にはよくお宅にもお邪魔をいたしました。先生の思いや考えを私もよく共有していましたが、ご質問について端的に申し上げれば、やはりどのような形で進めて行くのがよいかということに時間を費やしたと考えています。建物の傷みもあると思います。また、利用していくには、やはり駐車場が必要になるため、利用の多い赤井家住宅とも共有をすることで、一帯の面的整備ということにもなろうかと思えます。

記 者：運営方法は、どういう形になりますか。

文化交流課：運営方法は、今のところ直営ではなく施設の管理業務委託のような形を考えています。ただ、費用対効果等も考えまして、これから詳細を考えていこうと思っています。

記 者：委託先は未定ですか。

文化交流課：未定です。ただ赤井家住宅の指定管理者である（公財）伊賀市文化都市協会と連携をしながら、駐車場を共用する案等もあるため、現在、検討を進めているところです。

【議案第 52 号史跡芭蕉翁生家の設置及び管理に関する条例の制定について】

記 者：従来から芭蕉翁生家があって、入場料等を徴収していたと思いますが、改めてなぜ条例を制定するのかよくわかりません。どの様な経緯で条例を制定することになりましたか。

文化交流課：芭蕉翁生家は、従来オープンしていた時には、芭蕉翁顕彰会の所有であり、市の財産ではなく、条例がありませんでした。改修に向けて、平成 30 年に市へ譲渡されてからは閉館しておりました。今、改修工事を進めており、令和 4 年 4 月 1 日にオープンする予定です。その時には、条例が必要になるため、今回 6 月議会に上程させていただくこととしました。

記 者：平成 30 年に市へ譲渡された時は、無償又は有償譲渡のどちらですか。

文化交流課：無償譲渡です。

【議案第 57 号訴え提起前の和解の申立てについて】

記 者：請求相手の件数、金額、和解の内容を教えてください。

債権管理課：請求相手方は 1 名です。金額は、宅地取得貸付金が 302 万 4,071 円、住宅新築資金貸付金が 463 万 3,019 円です。これらの合計を請求するもので、訴え提起前の和解ということで、通常の裁判案件とは違いますが、裁判を受ける前に訴える側と相手方で話し合いをし、内容を決め、それを裁判官の前でお互いに了承して和解をする手続きが、訴え提起前の和解です。効力は、通常の裁判と同様で、約束したことが履行されなかった場合は、差押え等を執行できます。

記 者：いつから発生しているか教えてください。

債権管理課：この元々の貸付金は、昭和 62 年 11 月に宅地取得資金、昭和 62 年 12 月に住宅新築資金をそれぞれ貸付けています。返済が遅れがちになってきたということで、担当の部署から返済について、その都度相手方とは交渉をしていましたが、平成 11 年 3 月を最後に住宅新築資金貸付金が滞りました。宅地取得資金貸付金が、平成 12 年 12 月に返済が滞りました。その後、相手方に催告書を送付する等してきましたが、平成 14 年 9 月に一部の返済はあったものの、その後また未納が続いたため、平成 27 年 1 月に相手方に債務承認の提出をしていただきました。分割の申し入れもありましたが、それもまた、間もなく滞ってしまい、そこから、令和 3 年 2 月に再度催告をしたところ、相手方から連絡があり今回の約束に至ったのが一連の流れです。

記 者：時効で請求できなくなった金額はありますか。

債権管理課：ありません。平成 27 年 1 月に、相手方が全部分割で払いますという約束を一旦その段階でしており、そこからまだ続いていますので時効にはなっていません。

記 者：未払いの総額は、765 万 7,090 円ですか。

債権管理課：はい。宅地取得資金と住宅新築資金のそれぞれの貸付金の合計です。

記 者：利子等は発生していないですか。

債権管理課：これが利息も含めた金額です。

記 者：還ってくれば、市としては問題ないということですか。

債権管理課：問題ありません。

【議案第 50 号令和 3 年度伊賀市一般会計補正予算（新斎苑建設に伴う埋蔵文化財調査経費）について】

記 者：斎苑の埋蔵文化財調査について、気になる埋蔵遺構は何ですか。

市 長：伊賀国分寺の周辺地域になりますので、そうした関連の遺跡があろうかということのもとに面的発掘をするということです。

【議案第 50 号令和 3 年度伊賀市一般会計補正予算（新型コロナウイルス対策のための改修費等）について】

記 者：今回の補正予算案では、コロナ対策費が、様々な項目にわたり計上されています。国の緊急事態宣言やまん延防止等の話とか現状も踏まえた上で、今回の議会に臨む市長のコメントをお願いします。

市 長：今、この地域は、まん延防止の特別措置地域になっていて、6 月 20 日までは続きます。しかし、それで解決するという話ではなくて、変異株等の流入により、ますますしっかりと対応していかななくてはと思いますので、民生面でも保健行政面でもしっかりとサポートをしていくということが必要かと思っています。必要があればその時々において、予算以外のこともしっかりとやっていきたいと思っています。

（会見終了）